

第 1 章 その他災害応急計画

第 1 節 火災応急対策

町及び防災関係機関は、火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。

第 1 火災の警戒

1. 火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

火災気象通報は、消防法に基づいて大阪管区気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するものであり、その基準は次のとおりである。

（基準） 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで最大風速（10 分間平均風速の最大値）が 10m/s となる見込みのとき。ただし、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

2. 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで条例で定める火の使用制限に従う。

3. 住民への周知

町は、防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、または状況に応じて自主防災組織などと連携して住民に警鐘を周知する。周知にあつては、避難行動要支援者に配慮する。

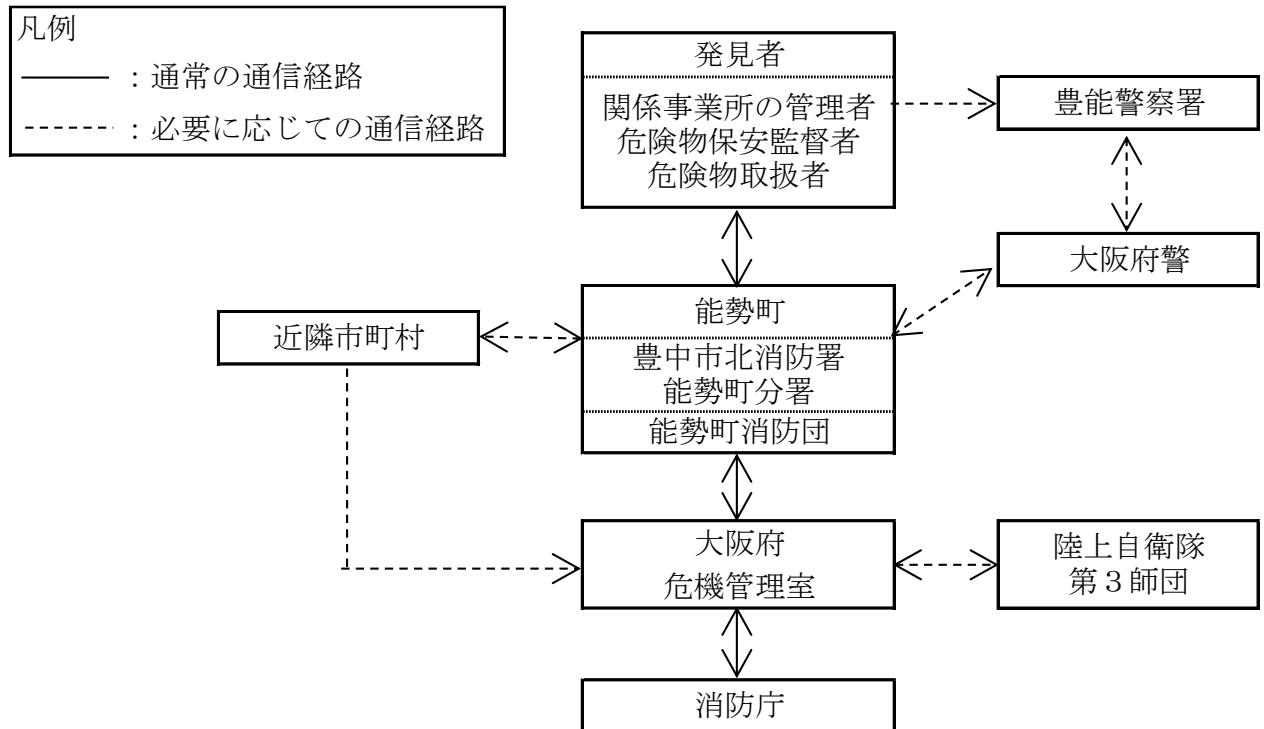
第2節 危険物等災害応急対策

町及び防災関係機関は、火災、その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危険防止を図るものとする。

第1 危険物等災害応急対策

1. 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は次により行う。



2. 町は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止策の緊急措置を講ずる。
3. 町は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - (1) 災害の拡大を防止する施設、設備及び緊急措置要領の確立
 - (2) 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - (3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
4. 町は、施設の管理責任者と密接な連携を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

資料1－8 危険物施設数一覧表

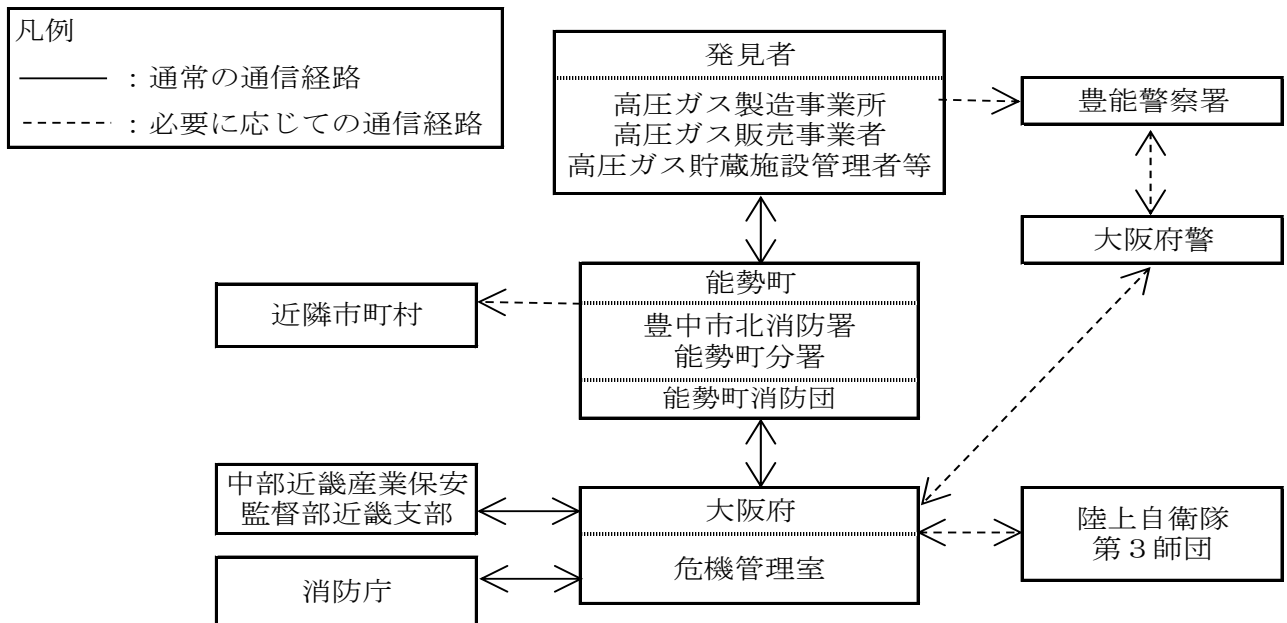
第3節 高圧ガス災害応急対策

町及び防災関係機関は、火災、その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危険防止を図るものとする。

第1 高圧ガス災害応急対策

1. 通報連絡体制

事故発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は次により行う。



町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するため消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示など必要な応急対策を実施する。

資料1－9 高圧ガス関係事業所数一覧表

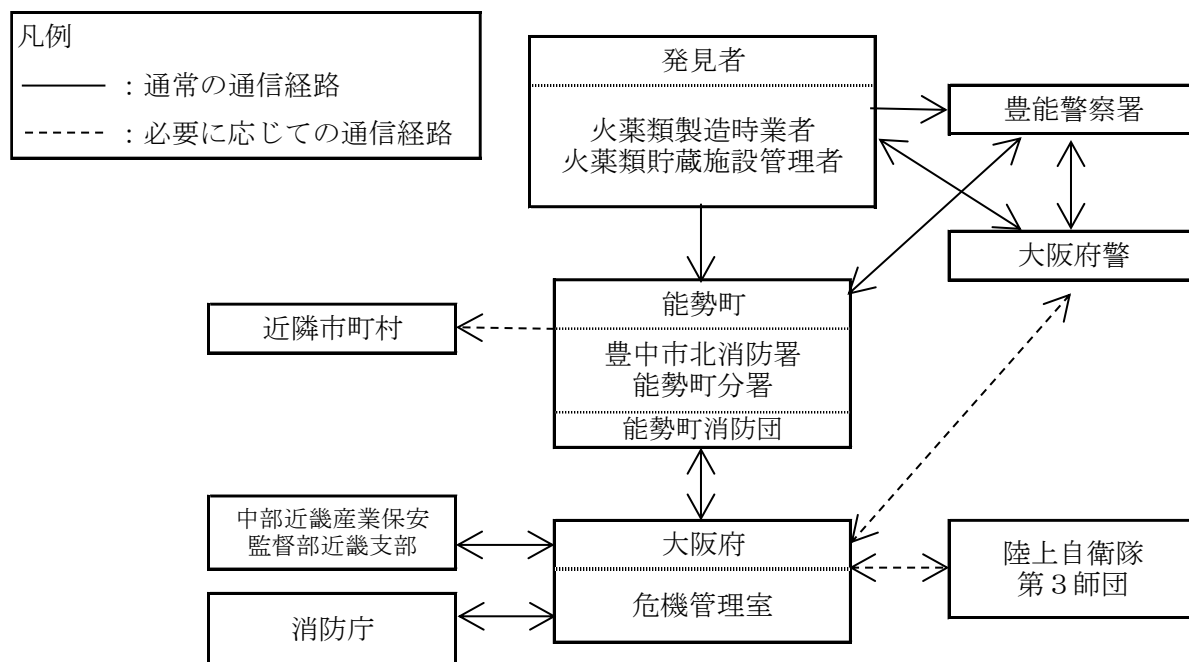
第4節 火薬類災害応急対策

町及び防災関係機関は、火災、その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危険防止を図るものとする。

第1 火薬類災害応急対策

1. 通報連絡体制

事故発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は次により行う。



町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するため消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示など必要な応急対策を実施する。

資料1-10 火薬類・銃砲事業所数一覧表

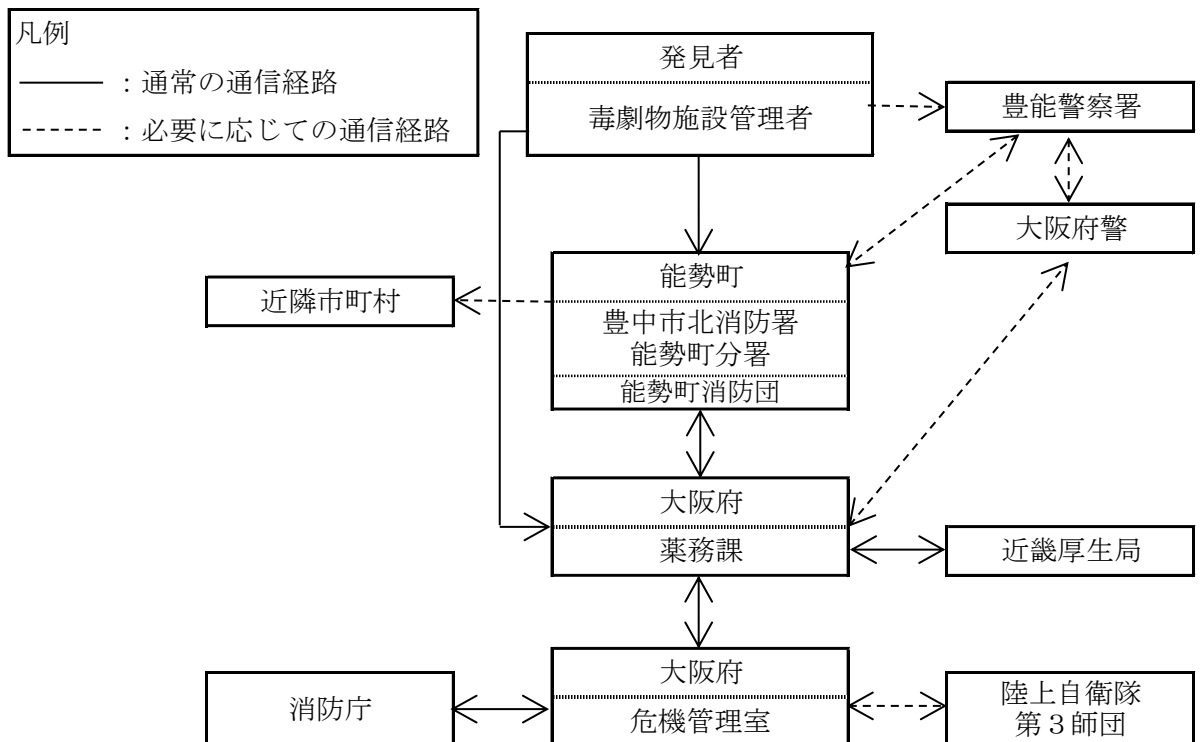
第5節 毒物劇物災害応急対策

町及び防災関係機関は、火災、その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危険防止を図るものとする。

第1 毒物劇物災害応急対策

1. 通報連絡体制

事故発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は次により行う。



町は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するため消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示など必要な応急対策を実施する。

資料1－11 毒物・劇物関係事業所数一覧表

第6節 その他の災害応急対策

町地域防災計画においては、地震、風水害に加え、危険物等災害等を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にも大規模な事故が万一発生した場合に住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、「風水害応急対策計画・災害復旧復興計画」「地震応急対策計画・災害復旧復興計画」を準用し、関係機関が相互に連携して被害情報の収集、連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じるものとする。